やまのべ高品質なものづくり支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「高品質なものづくりのまち」としての進展と、持続可能な地域経済の振興、町工業の成長を促すため、町内の中小企業等における最新技術等の活用や多様な主体との連携による新製品・新技術の開発等の取組に要した経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成３年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

(１)　中小企業等　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業及び個人事業主とする。

(２)　中小企業等連携体　町内に主たる事業所を置く中小企業等が中心となった２以上の中小企業等、学術・研究機関等との連携体とする。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(１)　町内の中小企業等のうち、日本標準産業分類による大分類のうちＥ－製造業を営むもの

(２)　３年以上継続して事業を営んでおり、補助金交付後も事業を継続する意思のあるもの

(３)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないもの

(４)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないもの

(５)　国、県及び他の団体から同種の補助金等の交付を受けていないもの

(６)　政治団体及び宗教上の組織又は団体でないもの

(７)　その他、町長が対象者として不適当と認めたものでないもの

（交付対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業は、別表第１に掲げる事業とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は別表第１に掲げる額とし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の交付は、年度内につき１補助事業者あたり１回とする。ただし、別表第１に掲げる交付対象となる事業の併用を可能とし、この場合は１回とみなす。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは、やまのべ高品質なものづくり支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　収支予算書（様式第３号）

(３)　調査同意書（様式第４号）

(４)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　補助金の交付決定は、規則によるものとする。

（事業変更及び変更交付申請）

第８条　補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更するときは、あらかじめ町長と調整し、事前に承認を得なければならない。

２　町長は前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

（概算払）

第９条　町長は、必要があると認める場合は、補助金を概算払することができる。

（実績報告）

第10条　規則に基づき提出する実績報告書は、補助事業の完了後30日を経過する日又は完了した日の属する会計年度の３月31日のいずれか早い日までやまのべ高品質なものづくり支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　事業実績報告書（様式第６号）

(２)　収支決算書（様式第３号）

(３)　事業の実施（成果）を証する書類・写真等

(４)　事業の実施に要した経費の支払を証する書類（領収書等の写し）

(５)　その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　補助金の額の確定は、規則によるものとする。

（決定の取消し）

第12条　町長は補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取消し、補助金の全額を返還させることがある。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(３)　補助金の交付目的に著しく反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第13条　補助金の交付を受けたものは、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（書類の保管）

第14条　補助事業者は、補助金の交付に係る書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 具体的な補助内容 | 対象経費 | 補助率 | 補助金の上限額 |
| 新製品・新技術「開発チャレンジ」支援事業 | 新製品・新技術の開発に伴う材料選定、企画、市場調査等の開発における技術的な検討に係る経費 | 謝金（専門家謝金等）、材料・副資材費、外注加工費、企画・市場調査等の委託費等 | 対象経費の１／３以内 | （補助事業者の単独）30万円（中小企業等連携体）60万円 |
| 新製品・新技術「商品化」支援事業 | 新製品・新技術の開発による成果を「商品化」に向けて行う試作品開発や試験評価等に係る経費 | 謝金（専門家謝金等）、事務費（資料購入費、印刷製本費等）、商品化開発事業費（材料・副資材費、機械装置リース料、工具機械リース料、外注加工費、外注デザイン開発費、市場調査等委託料、工業所有権導入費、試作品性能試験料等 | 対象経費の１／３以内 | （補助事業者の単独）50万円（中小企業等連携体）100万円 |

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

山辺町長　　　殿

申請者　住所

氏名

℡番号

（法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

やまのべ高品質なものづくり支援事業補助金交付申請書

やまのべ高品質なものづくり支援事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、申請にあたり３年以上継続して事業を営んでおり、補助金交付後も事業を継続する意思があることを誓約します。

記

１　補助対象事業区分（該当する欄にレ点）

□新製品・新技術「開発チャレンジ」支援事業

□新製品・新技術「商品化」支援事業

２　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　円

４　添付書類

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　収支予算書（様式第３号）

(３)　調査同意書（様式第４号）

(４)　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分（該当欄にレ点） | □新製品・新技術「開発チャレンジ」支援事業□新製品・新技術「商品化」支援事業 |
| 事業実施期間 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 |
| 実施事業名 |  |
| 事業主体（事業所名等） |  |
| 中小企業等連携体の場合は連携する団体名等 |
|  |
| 取組内容について1. 事業のねらい
2. 事業内容
3. 事業実施の過程
4. 目指すべき成果
5. その他（事業実施による地域産業振興への貢献等）

※上記①～⑤について具体的に記載してください。 |  |

様式第３号（第６条、第10条関係）

収支予算書（決算書）

1.収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備考 |
| 町補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

2.支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備考 |
| 補助対象経費 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 補助対象外経費 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 小計 |  |  |
| 合計 |  |  |

様式第４号（第６条関係）

調査同意書

年　　　月　　　日

山辺町長　　　　　殿

申請者

住　　所

氏　　名

代表者名

連絡先℡　　　（　　　）

私は、やまのべ高品質なものづくり支援事業補助金の申請にあたり、次の納入状況等について調査することに同意します。

１　町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

２　介護保険料

３　下水道使用料

４　簡易水道料

※山辺町記入欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査項目 | 調査結果 | 確認日 | 確認者印 |
| １　町税　　町県民税固定資産税軽自動車税国民健康保険税 | ・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日令和　年　月　日令和　年　月　日令和　年　月　日 |  |
| ２　介護保険料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |
| ３　下水道使用料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |
| ４　簡易水道料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |

様式第５号（第10条関係）

年　　月　　日

山辺町長　殿

申請者　住所

氏名

℡番号

（法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

やまのべ高品質なものづくり支援事業補助金実績報告書

年　月　日付　　　第　号により交付決定を受けたやまのべ高品質なものづくり支援事業補助金に係る事業を完了しましたので、山辺町補助金等の適正化に関する規則及びやまのべ高品質なものづくり支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　補助対象事業区分（該当する欄にレ点）

□新製品・新技術「開発チャレンジ」支援事業

□新製品・新技術「商品化」支援事業

２　事業完了日

年　　月　　日

３　添付書類

(１)　事業実績報告書（様式第６号）

(２)　収支決算書（様式第３号）

(３)　事業の実施（成果）を証する書類・写真等

(４)　事業の実施に要した経費の支払を証する書類（領収書等の写し）

(５)　その他町長が特に必要と認める書類

様式第６号（第10条関係）

事業実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分（該当欄にレ点） | □新製品・新技術「開発チャレンジ」支援事業□新製品・新技術「商品化」支援事業 |
| 事業実施期間 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 |
| 実施事業名 |  |
| 事業主体（事業所名等） |  |
| 中小企業等連携体の場合は連携する団体名等 |
|  |
| 総事業費 | 円 |
| 実績内容等について1. 事業実施の内容
2. 事業実施の経過
3. 事業の成果
4. その他（事業実施による地域産業振興への貢献等）

※上記①～④について具体的に記載してください。 |  |